

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 9 月 1 日

### 完全子法人株式等に係る配当等についての源泉徴収廃止

～令和 5 年 10 月 1 日から適用開始～

#### Executive Summary

- 令和 5 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等について、完全子法人株式等及び関連法人株式等に相当する一定の株式等に係る配当等については原則として源泉徴収の対象外とされる
- 源泉徴収の対象となるかどうかの判定における完全子法人株式等に係る配当等の定義は、法人税の受取配当等の区分における定義と基本的に同じであるが、関連法人株式等に係る配当等については、保有期間やグループ内の他法人等による保有についての考慮は無く、法人税における判定結果とは異なる可能性もあるため、留意が必要である

#### 1. 受取配当等についての課税の基本的な仕組みと改正の背景

受取配当等については、その支払時に源泉徴収が行われるが、一定の資本関係のある内国法人からの受取配当等については、課税済み利益の再配分であることを考慮し、受領法人側の確定申告においてその一部又は全部が益金不算入とされ、精算される仕組みとなっている（所法 212、213②二、法法 23）。

例えば、完全支配関係のある内国法人から配当等を受け取った場合、その支払時に源泉徴収が行われ、その後、受領法人が確定申告において受取配当等の 100%を益金不算入とし、また、源泉徴収税額については所得税額控除の処理を行うことにより、源泉徴収された税額が実質的に還付される（支払うべき法人税額から控除される）結果となる。

すなわち、受取配当等についての源泉徴収は、その金額が最終的に還付される結果になる場合であっても特別扱いはなく、源泉徴収をした上で（所法 212、213②二）、受領法人において受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の処理を行うこととされてきたのである。

しかし、会計検査院の令和元年度決算検査報告において、原則として全額に法人税が課されない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等について源泉徴収を行っていることにつき、企業の資金負担、また、企業及び税務署等の事務負担等を考慮し、再検討の必要性について指摘された<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 指摘内容は、次のとおりである。「上記を踏まえて検査したところ、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況となっていた。このような状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される。については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、配当等に対する源泉徴収制度の在り方について、引き続き、様々な観点から効率性、有効性等を高める検討を行っていくことが肝要である。」（大蔵財務協会『令和 4 年度 改正税法のすべて』P88）

## 2. 令和4年度税制改正により一部源泉徴収対象外に

1の指摘を受け、令和4年度税制改正により、以下の配当等について所得税が課されないこととされ、源泉徴収の対象外になった（所法 177①②、所法 212③、所令 301②）。配当等受領者において結果的に100%益金不算入となり、実質的に還付されると見込まれる金額に対応する部分について、原則として源泉徴収の対象外とすることとされたものである。

源泉所得税の対象外とされることになった配当等は、次の2つの配当等である。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等：配当等の計算期間を通じ、配当支払法人と受領法人の間に完全支配関係がある場合\*（所法 177①、法法 23⑤）
- ② 保有割合3分の1超である株式等に係る配当等：配当等の支払いに係る基準日等において、受領法人が支払法人の発行済株式等の3分の1超を直接保有している場合\*（所法 177②、所令 301②）

\* 受領法人が自己の名義をもって有する株式等に限られる（つまり、組合や信託経由で所有するもの以外）

法人税における受取配当等の区分と、源泉所得税判定における区分を対比してみると次の表のとおりである。

### ■法人税の受取配当等の区分

受取配当等の区分	益金不算入額
①完全子法人株式等に係る配当等 > 配当等の計算期間を通じ、支払法人と受領法人の間に完全支配関係がある場合（法法 23⑤）	配当等の額 x 100%
②関連法人株式等に係る配当等 > <u>受領法人及び完全支配関係のある法人が合算で、支払法人の発行済株式等の総数の3分の1超を、<b>前回基準日の翌日</b>（6月前の日以前である場合等）は6月前の日の翌日等）から<b>今回基準日まで引き続き保有</b>している場合</u> （法法 23④、法令 22①）	（配当等の額 - 控除負債利子） x 100%
①②③のいずれにも該当しない株式等に係る配当等	配当等の額 x 50%
③非支配目的株式等に係る配当等	配当等の額 x 20%

### ■源泉所得税判定における区分（太枠が改正部分）

源泉所得税判定における区分	源泉徴収の有無	備考
①完全子法人株式等に係る配当等 > 配当等の計算期間を通じ、支払法人と受領法人の間に完全支配関係がある場合（自己名義に限る）（所法 177①、法法 23⑤）	従来は対象  ↓ 令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について <b>対象外</b> （所法 212③）	自己の名義をもって有するものに限られる点を除き、法人税の受取配当等の区分①と一致する。
②保有割合3分の1超である株式等に係る配当等 > <u>配当等の支払に係る基準日等において、受領法人が支払法人の発行済株式等の3分の1超を<b>直接保有</b>している場合</u> （所法 177②、所令 301②）	令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について <b>対象外</b> （所法 212③）	基準日等において、受領法人が直接保有する株式等のみを考慮することとされており、法人税の受取配当等の区分に比べ、保有期間やグループ内の他法人による保有についての考慮は無い。  これは、源泉徴収段階で源泉徴収義務者がその判断を行う必要があるためである。
その他の配当等	対象	改正なし

### 3. 適用時期

当該改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき（支払うべき）配当等について適用される。

法令改正から 1 年半の猶予を経て、令和 5 年 10 月 1 日から適用開始となるため、留意が必要である。

### 4. 留意点

2 の表に書いたとおり、①完全子法人株式等に係る配当等については、定義が法人税法に依拠されていることから、受取配当等の区分に基本的に一致する一方（自己名義の株式等に限られる点は異なる）、②保有割合 3 分の 1 超である株式等に係る配当等については、源泉所得税の判定においては基準日等における、受領法人が直接保有する株式等のみを考慮することとされており、保有期間やグループ内の他法人等による保有についての考慮は無いため、法人税における関連法人株式等に係る配当等と範囲が異なる点、留意が必要である。

（東京事務所 中村 浩子、大野 久子）

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 5 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301